

## 第2章 個別労働紛争に関するあっせん

### 第1節 あっせんの状況

#### 1 あっせんの係属状況

##### (1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、28年末現在、44道府県労委である。

28年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は334件で、このうち27年から繰越されたものは24件、新規に係属したものは310件であった（第46表参照）。

##### (2) 新規係属件数

新規係属件数は310件で、27年に比べ40件の減少となった。過去5年の推移は、24年335件、25年325件、26年358件、27年350件となっている（図5参照）。

##### (3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が301件・97.1%（27年347件・99.1%）、使用者からの申請が9件・2.9%（同3件・0.9%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第47表参照）。

##### (4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取26件・8.4%（27年30件・8.6%）が最も多く、以下、北海道22件・7.1%（同24件・6.9%）、新潟17件・5.5%（同18件・5.1%）、愛知16件・5.2%（同13件・3.7%）、徳島15件・4.8%（同13件・3.7%）が続いている（第46表参照）。

第 46 表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								次期 繰越
		係 属 件 数			結 束 件 数					
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道		1	22	23	8	6	7	0	21	2
青森		0	2	2	1	1	0	0	2	0
岩手		1	4	5	0	4	1	0	5	0
宮城		1	11	12	8	2	1	0	11	1
秋田		0	6	6	0	4	0	0	4	2
山形		0	6	6	1	5	0	0	6	0
福島		0	10	10	3	1	1	0	5	5
茨城		1	7	8	3	4	0	0	7	1
栃木		1	5	6	0	5	0	0	5	1
群馬		0	9	9	1	6	1	0	8	1
埼玉		2	12	14	4	8	0	0	12	2
千葉		1	8	9	3	4	2	0	9	0
東京		-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川		0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟		1	17	18	6	10	2	0	18	0
山梨		0	3	3	3	0	0	0	3	0
長野		0	8	8	5	2	0	0	7	1
静岡		1	14	15	8	6	1	0	15	0
富山		0	6	6	3	1	1	0	5	1
石川		0	5	5	3	1	0	0	4	1
福井		0	1	1	0	1	0	0	1	0
岐阜		0	5	5	0	4	1	0	5	0
愛知		2	16	18	4	11	0	0	15	3
三重		0	3	3	1	2	0	0	3	0
滋賀		0	7	7	4	2	0	0	6	1
京都		1	9	10	7	2	1	0	10	0
大阪		2	0	2	1	1	0	0	2	0
兵庫		-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良		0	4	4	2	2	0	0	4	0
和歌山		0	1	1	1	0	0	0	1	0
鳥取		1	26	27	12	7	1	1	21	6
島根		1	5	6	3	2	1	0	6	0
岡山		2	2	4	0	3	1	0	4	0
広島		1	11	12	4	7	0	0	11	1
山口		0	5	5	2	2	1	0	5	0
徳島		0	15	15	13	1	1	0	15	0
香川		0	2	2	1	0	0	0	1	1
愛媛		1	3	4	2	2	0	0	4	0
高知		0	10	10	3	5	1	0	9	1
福岡		0	2	2	2	0	0	0	2	0
佐賀		1	4	5	1	3	1	0	5	0
長崎		0	5	5	2	3	0	0	5	0
熊本		0	8	8	4	4	0	0	8	0
大分		0	1	1	0	1	0	0	1	0
宮崎		0	3	3	1	2	0	0	3	0
鹿児島		1	3	4	2	0	2	0	4	0
沖縄		1	6	7	3	3	1	0	7	0
総計(注2)		24	310	334	133	140	29	1	303	31
					43.9%	46.2%	9.6%	0.3%	100%	
27年(注2)		26	350	376	144	150	35	23	352	24
					40.9%	42.6%	9.9%	6.5%	100%	

(注) 1 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都 : 都によるあっせんを実施。

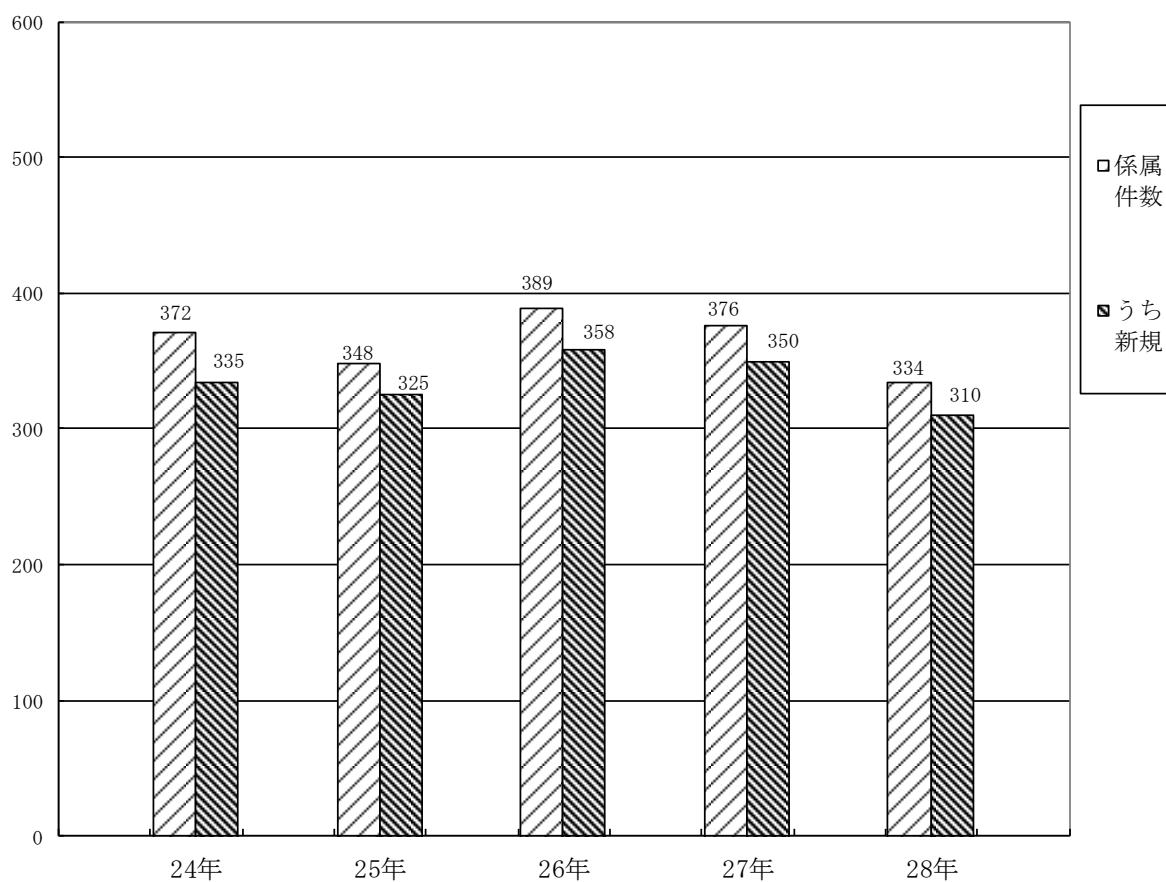
兵庫県 : 労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県 : 県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (14年は42労委、15年以降44労委)。

第47表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%
25年	319	98.2%	6	1.8%	0	0.0%	325	100%
26年	349	97.5%	9	2.5%	0	0.0%	358	100%
27年	347	99.1%	3	0.9%	0	0.0%	350	100%
28年	301	97.1%	9	2.9%	0	0.0%	310	100%

## 2 あっせん事件における関係当事者の特徴

### (1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0%（27年1件・1.5%）、10人以上49人以下は5件・8.2%（同4件・6.0%）、50人以上99人以下は5件・8.2%（同5件・7.5%）、100人以上299人以下は12件・19.7%（同13件・19.4%）、300人以上499人以下は10件・16.4%（同5件・7.5%）、500人以上は29件・47.5%（同39件・58.2%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は50件・21.4%（同56件・20.4%）、10人以上49人以下は87件・37.2%（同92件・33.5%）、50人以上99人以下は19件・8.1%（同32件・11.6%）、100人以上299人以下は36件・15.4%（同46件・16.7%）、300人以上499人以下は5件・2.1%（同13件・4.7%）、500人以上は37件・15.8%（同36件・13.1%）であった（第48表参照）。

第48表 当事者である事業主の状況

（単位：件）

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
28年 (27年)	組合あり	0 (1)	5 (4)	5 (5)	12 (13)	10 (5)	29 (39)	61 (67)
	組合なし	50 (56)	87 (92)	19 (32)	36 (46)	5 (13)	37 (36)	234 (275)
	合計	50 (57)	92 (96)	24 (37)	48 (59)	15 (18)	66 (75)	295 (342)

（注）件数は終結件数である。27年は10件、28年は8件が不明。

### (2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が182件・60.1%（27年196件・55.8%）、パート・アルバイトが58件・19.1%（同66件・18.8%）、契約社員が39件・12.9%（同51件・14.5%）、派遣労働者が13件・4.3%（同11件・3.1%）、その他が11件・3.6%（同27件・7.7%）となっている（第49-1表、図6参照）。

第49-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

（単位：件）

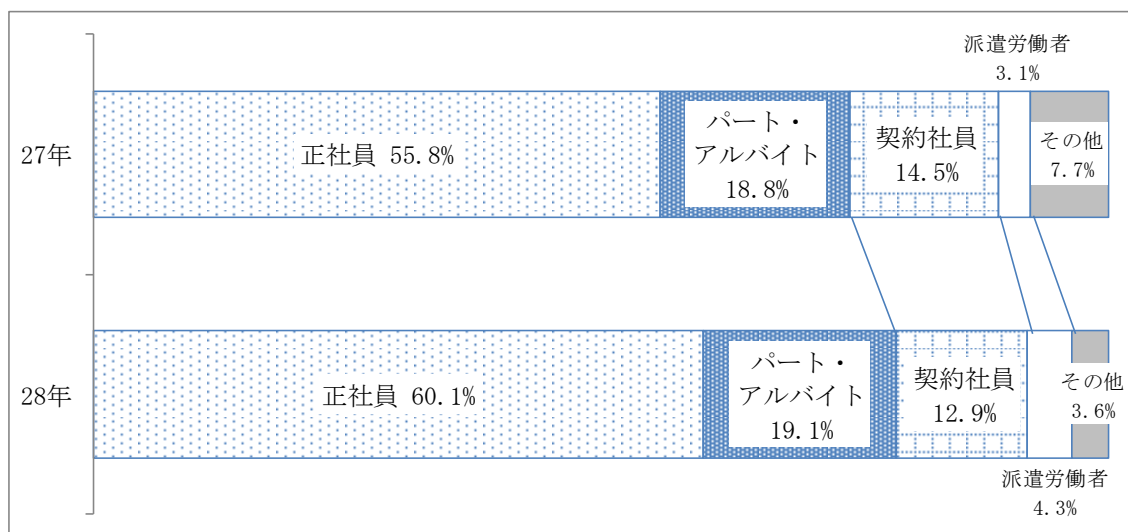
就労状況	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
27年	196	55.8%	66	18.8%	51	14.5%	11	3.1%	27	7.7%	351	100%
28年	182	60.1%	58	19.1%	39	12.9%	13	4.3%	11	3.6%	303	100%

（注）1. 件数は終結件数である。

2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

3. 27年は1件が不明。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、「正社員」、「パート・アルバイト」、「契約社員」及び「その他」で「経営又は人事」が、「派遣労働者」では「職場の人間関係」が最も多く、次いで、いずれの就労状況でも「賃金等」が多くなっている（第49-2表参照）。

第49-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	125	38.2% (1)	81	24.8% (2)	40	12.2% (4)	61	18.7% (3)	20	6.1% (5)	327	100%		
パート・アルバイト	38	40.9% (1)	19	20.4% (2)	16	17.2% (3)	14	15.1% (4)	6	6.5% (5)	93	100%		
契約社員	31	52.5% (1)	11	18.6% (2)	6	10.2% (4)	10	16.9% (3)	1	1.7% (5)	59	100%		
派遣労働者	5	25.0% (2)	5	25.0% (2)	2	10.0% (4)	7	35.0% (1)	1	5.0% (5)	20	100%		
その他	5	29.4% (1)	4	23.5% (2)	3	17.6% (4)	4	23.5% (2)	1	5.9% (5)	17	100%		

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2. 下段の( )は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

### 3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 310 件に係るあっせんの内容別事項数 549 件 (27 年 538 件) のうち、「経営又は人事」が 207 件・37.7% (同 249 件・46.3%)、「賃金等」が 131 件・23.9% (同 135 件・25.1%)、「職場の人間関係」が 101 件・18.4% (同 74 件・13.8%)、「労働条件等」が 76 件・13.8% (同 44 件・8.2%)、「その他」が 34 件・6.2% (同 36 件・6.7%) となっている。

27 年と比べると、「労働条件等」は 32 件、「職場の人間関係」は 27 件それぞれ増加し、「経営又は人事」は 42 件、「賃金等」は 4 件、「その他」は 2 件それぞれ減少した (第 50 表参照)。

第 50 表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：項目、件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335
25年	220	47.0%	100	21.4%	38	8.1%	68	14.5%	42	9.0%	468	100%	325
26年	214	42.3%	142	28.1%	44	8.7%	74	14.6%	32	6.3%	506	100%	358
27年	249	46.3%	135	25.1%	44	8.2%	74	13.8%	36	6.7%	538	100%	350
28年	207	37.7%	131	23.9%	76	13.8%	101	18.4%	34	6.2%	549	100%	310

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

### 4 あっせん員の構成

終結した事件 303 件のうち、あっせん員の指名がされた 263 件 (27 年 316 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 221 件・84.0% (同 247 件・78.2%)、委員及び事務局職員が 24 件・9.1% (同 45 件・14.2%) などとなっている (第 46 表及び第 51 表参照)。

第 51 表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員						委員+非委員						非 委 員		合計			
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員			その他			事務局職員			その他		
							うち、委員三者構成	件数	割合									件数
27年	247	78.2%	2	0.6%	0	0.0%	45	14.2%	30	9.5%	4	1.3%	0	0.0%	18	5.7%	316	100%
28年	221	84.0%	1	0.4%	1	0.4%	24	9.1%	21	8.0%	5	1.9%	0	0.0%	11	4.2%	263	100%

### 5 あっせんの終結

#### (1) 処理状況

28 年は 27 年からの繰越 24 件を含む 334 件 (27 年 376 件) の係属事件のうち、303 件 (同 352 件) が終結し、31 件 (同 24 件) が 29 年に繰り越された。終結した 303 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの (「あっせんあり」) は 179 件 (同 198

件)、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は124件(同154件)であった(第46表、チャートβ参照)。

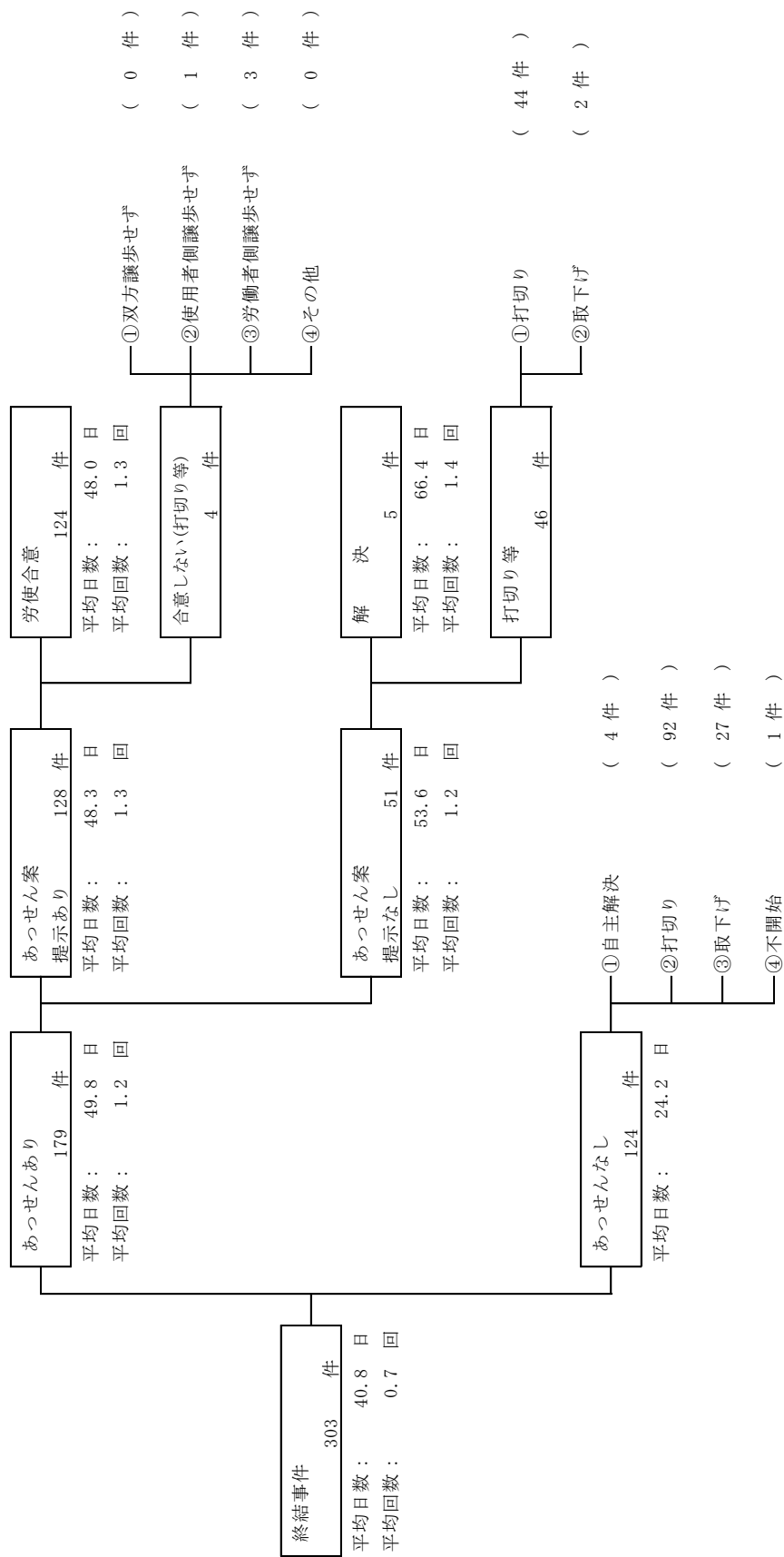
**(2) あっせんを行うことに同意した事件**

あっせんを行うことに同意した事件179件(27年198件)のうち、あっせん案の提示があった128件(同139件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が124件(同135件)、労使合意しなかったもの(打切り等)が4件(同4件)であった。労使合意しなかった4件の内訳は「労働者側譲歩せず」が3件、「使用者側譲歩せず」が1件となっている。また、あっせん案の提示がなかった51件の内訳をみると、打切りが44件、解決が5件、取下げが2件となっている(チャートβ参照)。

**(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件**

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件124件(27年154件)の内訳をみると、打切りが92件(同91件)と最も多く、以下、取下げ27件(同34件)、自主解決4件(同6件)、不開始1件(同23件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く終結件数



#### (4) 解決状況

28年に終結した事件303件(27年352件)のうち、取下げ・不開始を除く273件(同294件)の終結状況は、解決133件(同144件)、打切り140件(同150件)で、その解決率は48.7%(同49.0%)であった(第52表参照)。

第52表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率の推移

(単位：件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%
25年	132	41.6%	118	37.2%	26	8.2%	41	12.9%	317	100%	52.8%
26年	157	43.3%	135	37.2%	45	12.4%	26	7.2%	363	100%	53.8%
27年	144	40.9%	150	42.6%	35	9.9%	23	6.5%	352	100%	49.0%
28年	133	43.9%	140	46.2%	29	9.6%	1	0.3%	303	100%	48.7%

(注) 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

#### (5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く273件(27年294件)の平均処理日数は40.8日(同40.6日)であった(第53表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。

第53表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数の推移

(単位：日)

	24年	25年	26年	27年	28年
平均処理日数	33.6	37.8	48.4	40.6	40.8